

【会議録（書面会議）】

会議名	令和2年度第8回多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	<p>令和2年10月22日（木） 会議開催通知及び資料送付 令和2年10月27日（火） 委員からの質疑集約 令和2年10月28日（水） 委員へ質疑回答 令和2年10月29日（木） 委員からの意思集約 令和2年10月30日（金） 結果通知</p> <p>※上記やり取りをもって一回の会議開催とみなします。</p>
開催場所	書面会議により開催（新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため。）
委員	藤崎会長、牛島委員、川合委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員
事務局	総務部文書法制課文書公開係
会議次第	<p>審議事項</p> <p>1 個人情報の目的外利用（総務部防災安全課） 2 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（総務部防災安全課） 3 個人情報の目的外利用（子ども青少年部児童青少年課）</p>
送付資料	<p>資料1 審議会諮詢書（個人情報の目的外利用／防災安全課） 資料2 審議会諮詢書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／防災安全課） 資料3 審議会諮詢書（個人情報の目的外利用／児童青少年課）</p>
会議の結果及び主要な意見	
委員	<p>1 個人情報の目的外利用（総務部防災安全課）</p> <p>（委員からの質疑と回答）</p> <p>業務終了後、データの入ったMOディスクの処分方法はどのようにするのでしょうか。</p>
防災安全課	<p>業務終了後、データの入ったMOディスクはデータ消去ソフトウェアによりデータを完全に削除いたします。また、必要に応じて破壊機にて物理的に破壊いたします。</p> <p>（結論）</p> <p>全員の7名から承認の意思表示があったため、個人情報の目的外利用（防災安全課）については同意するものとします。</p> <p>2 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（総務部防災安全課）</p> <p>（委員からの質疑なし）</p>

(結論)

全員の7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託(総務部防災安全課)については同意するものとします。

3 個人情報の目的外利用(子ども青少年部児童青少年課)

委員

(委員からの質疑と回答)

子供に対する応援は助成金ではなくクオカードと図書カードにしている理由を教えて下さい。又、手続き完了後、データは破棄するとなっていますがどのような方法で破棄しますか。

児童青少年課

子供に対する応援の助成金として、子育ての家庭の方に多摩市は新生児応援臨時特別給付金を新生児1人につき10万円を支給しています。国の制度では令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金として、児童手当を受給する世帯に対象児童1人につき1万円を支給しています。ひとり親家庭の方へは、多摩市はひとり親家庭等への臨時特別給付金を対象児童1人につき5万円を支給しています。国の制度では、ひとり親世帯臨時特別給付金として1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の支給を実施しています。

そのため今回は現金支給ではなくクオカードと図書カードを配布することにいたしました。

金券配布の場合は処理のスピードが速く合理的だと考えます。また、現金で市の事務を通すと労力や時間、人手や人件費がかかり、余計に税金を使うことになります。

現金支給と金券配布どちらがいいのかは賛否あることは否定しませんが、金券配布とともに市長からの応援メッセージを添えて渡したいと考えています。市として応援の気持ちということで、ご理解いただければと思います。以前、大阪府が医療従事者にクオカードを支給した、いわゆる「大阪モデル」と言われている取り組みです。

データの破棄の方法ですが、事業完了後、委託業者からDVDなどの媒体データを引き取り、市の方で粉々に折って細分化し、燃やせるゴミとして焼却処分いたします。

(結論)

全員の7名から承認の意思表示があったため、個人情報の目的外利用(児童青少年課)については同意するものとします。